

## VI 処遇改善コース（短時間労働者の労働時間延長）

雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長または処遇改善コース（賃金規定等改定）と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用した事業主に対して助成するものであり、社会保険適用を受けることのできる労働条件の確保を通じた短時間労働者のキャリアアップを目的としています。

### 対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、ガイドライン（※1）に沿って、1の対象労働者に対して2と3の措置を実施した場合に受給することができます。

※1 ガイドラインとは「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。ガイドラインは厚生労働省ホームページに掲載しております。厚生労働省ホームページ「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」

#### 1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の（1）～（5）のすべてに該当する労働者です。

- （1）申請事業主に雇用されている有期契約労働者等であること
- （2）次の①～⑤のいずれかに該当する労働者であること
  - ① 週所定労働時間を5時間以上延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であること
  - ② 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて13%以上昇給している者であること
  - ③ 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて8%以上昇給している者であること
  - ④ 週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて3%以上昇給している者であること
  - ⑤ 週所定労働時間を4時間以上5時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて2%以上昇給している者であること
- （3）週所定労働時間が延長された日の前日から起算して過去6か月間、社会保険の適用を受けていなかった者であること
- （4）週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること
- （5）支給申請日において離職していない者であること

#### 2 キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定

ガイドラインに沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、「キャリアアップ計画」（※2）を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けたこと

※2 キャリアアップ計画書は、コース実施日までに管轄労働局長に提出してください。

本計画は、3年以上～5年以内の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載します。

### 3 短時間労働者の週所定労働時間の延長

2のキャリアアップ計画に基づき、対象労働者の週所定労働時間延長を次の（１）～（４）のすべてを満たして実施したこと

- （１）雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長または処遇改善コース（賃金規定等改定）と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用したこと
- （２）（１）により週所定労働時間を延長した労働者を延長後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して延長後の処遇適用後6か月分の賃金を支給したこと
- （３）（１）により週所定労働時間を延長した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険および社会保険の被保険者として適用させていること
- （４）（１）により週所定労働時間を延長した際に、週所定労働時間及び社会保険加入状況を明確にした雇用契約書等を作成および交付していること

## 対象となる事業主

本助成金（コース）を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと  
そのうち特に次の点に留意してください。
  - （１）上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、およびその措置の状況を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
- 2 社会保険適用事業所の事業主であること

## 支給額

- 1 本助成金（コース）は、次の額が支給されます。
    - （１）短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合  
1人当たり：20万円（15万円）（※3）  
※3 平成32年3月31日までの間、支給額を増額しています。
    - （２）処遇改善コース（賃金規定等改定）と併せて労働者の手取り収入が減少しない（※4）ように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合、1人当たり
      - 1時間以上2時間未満：4万円（3万円）      2時間以上3時間未満：8万円（6万円）
      - 3時間以上4時間未満：12万円（9万円）      4時間以上5時間未満：16万円（12万円）
- ※4 （２）については延長時間数に応じて以下のとおり延長時に基本給を昇給することで、手取り収入が減少していないと判断します。
- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1時間以上2時間未満：13%以上昇給 | 2時間以上3時間未満：8%以上昇給 |
| 3時間以上4時間未満：3%以上昇給  | 4時間以上5時間未満：2%以上昇給 |
- ※5 （２）については、平成32年3月31日までの暫定措置となります。

注（ ）内は中小企業以外の額（中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照）

2 対象労働者の合計人数は、1（1）と1（2）を合わせて、1年度1事業所あたり15人までを上限とします（※6）。

※6 平成32年3月31日までの間、上限人数を緩和しています。

※7 適用拡大対象企業（特定適用事業所）については、平成28年10月1日付の契約（適用）まで旧制度を利用することができます。

[旧制度] 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し、新たに社会保険を適用した場合：1人当たり20万円（15万円）

## 受給手続

本助成金（コース）を受給しようとする事業主は、次の1～2の順に手続きをしてください。

### 1 キャリアアップ計画の提出

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画を作成し、労働時間延長を実施する日までに、必要な書類を添えて（※8）、管轄の労働局（※9）に提出し、管轄の労働局長の認定を受けてください。

※8 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※9 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

### 2 支給申請

基準日（労働時間を延長した後、6か月分の賃金（時間外手当等を含む）を支払った日）の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※8）、管轄の労働局（※9）へ支給申請してください。

## 利用にあたっての注意点

1 本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。

2 本助成金（コース）の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。